

土木部労務費ダンピング調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）第13条の規定に基づき、建設工事の入札に適用する労務費ダンピング調査制度の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 労務費ダンピング調査制度の対象となる建設工事は、随意契約を適用していない全ての工事とする。

(労務費ダンピング調査における「一定水準」の算出)

第3条 労務費ダンピング調査では、入札時に提出された工事費内訳書に記載されている直接工事費（最低制限価格等の算定式における直接工事費（別表1）とし、以下同じ。）が「一定水準」以上であることの確認を行う。「一定水準」は直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得られる額とする。

(「一定水準」を下回る直接工事費をもって入札があった場合の取扱い)

第4条 「一定水準」を下回った直接工事費（以下「調査直接工事費」という。）をもって入札したものが落札候補者（以下「調査事業者」という。）となる場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約担当者は当該事業者に対し工事費内訳書の確認結果通知書（様式1号）を送付し、理由書（様式2号）の提出を求める。
- (2) 契約担当者が指定した期日までに調査事業者から理由書の提出が無かった場合は、入札公告等の定めによる。なお、入札公告等に特段の定めがなければ第6条第2項に準じた取り扱いを行う。

(審査会の審議等)

第5条 契約担当者は必要に応じて前条の理由書を土木部契約審査会（以下「審査会」という。）に提出し、理由書の内容の適否について意見を求める。

- 2 審査会は、理由書を受理後、理由書に基づき、調査直接工事費で契約締結した場合に適切に労務費が確保されるか否かについて審議する。
- 3 審査会は、審査会意見を契約担当者に通知する。
- 4 審査会の組織及び運営方法は、入札参加者審査会各部会及び分科会に準じる。

(落札者の決定等)

第6条 契約担当者は、調査直接工事費が適切である場合には、調査事業者を落札者とする。

- 2 契約担当者は、調査直接工事費が不適切である場合には、以下の措置を実施の上、調査事業者を落札者とする。
 - (1) 調査事業者に対し、「労務費ダンピング調査の結果に基づく要請書」（様式3号）を送付

(2) 建設Gメンへ通報

- ・ 窓口：国土交通省近畿地方整備局
- ・ 電話：06-6942-1141（内線6150）
- ・ メールアドレス：kkcr-nyukeitekiseika@mlit.go.jp

附 則

この要領は、令和8年7月1日入札広告・入札通知分から適用する。

(別表1) 最低制限価格等の算定式における直接工事費

積算の種別		直接工事費
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)		【直接工事費】
建築工事、建築設備工事	一般工事	【直接工事費（営繕基準）】×9/10
	昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	【直接工事費（営繕基準）】×8/10
鋼橋製作の工場製作		【直接工事費】
土木 電気機械	一般工事	【直接製作費】＋【直接工事費】 ただし、【直接製作費】＝「機器単体費」×6/10
	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】＋【材料費】＋【製作費】＋【直接工事費（架設）】 ただし、【材料費】＋【製作費】＝ 「鉄塔製作費」×6/10
土木 機械設備工事		【直接製作費】＋【直接工事費】
機械設備点検・整備業務※		【材料費】＋【直接経費】＋【直接労務費】＋【塗装費】
下水道 電気設備工事、機械設備工事		【機器費】×6/10＋【直接工事費】

※工事請負契約書を用いて契約するものは労務費ダンピング調査の対象となる